# 羅虞臣の族譜編纂と裁判―明代中期広東省順徳県―

佐々木 愛\*

キーワード:宗族・広東・族譜・裁判

はじめに

一、羅家とその親族結合状況

一、羅虞臣と裁判

(一) 紛争の大要と経過

(二) 羅虞臣の請託行為

(三) 裁判に勝利するために―族譜の必要性―

(四) 敗訴の原因と訴訟の背景

おわりに

#### はじめに

るが、それはいかにも明代的な、きわめて新奇な解釈が展開された「魅る。古の親族法である宗法を論じた全文五千五百字程度の小文ではあ文集、儀礼研究書には、羅虞臣「小宗辨」という一文が掲載されてい『稗編』『古今図書集成』『明文海』『五礼通考』等といった明清期の類書、

て羅虞臣はほとんどこの一文によって、学術史上にその名を残したこ力的」な文章である。だからこそ諸書に引用されたのであろう。そし

とになる

ただし羅虞臣は『儀礼』等の礼経についてまとまった研究を残したたがの理解のためには、その議論の前提となる、彼の親族の状況の理相が必須ということになる。

内容自体の分析については別の機会にゆずることとし、まずは羅虞臣以上のことから、本稿では、「小宗辨」等の羅虞臣の礼学関係の議論

\*島根大学法文学部

自身をめぐる親族の状況について明らかにすることとしたい。『羅司勲自身をめぐる親族の状況について明らかにすることとしたい。『羅民は族譜を編纂し儀件についての書簡二通がおさめられている。羅虞臣は族譜を編纂し儀礼を論じた理由について直接語ってはいないが、同時期に起きていた礼を論じた理由について直接語の一部のほか、親族にかかわる裁判案文集』には、彼が編纂した族譜の一部のほか、親族にかかわる裁判案文がら資する内容をもつと考える。

するのは清代中期以降であったりすること、そして宗族の結合度合は 明代以来結集していたことが謳われる宗族であっても、団体性を獲得 り、 貫して存在し、成長拡大を続けてきたかのように描かれるのが常であ 解されるようになってきた宗族像を、より陰影深くするための一ケー は現在も存在している。このような地において、明代中期という時点 る地域としてよく知られる地であり、また後述するように順徳の羅氏 広東・順徳県は、 非常に様々であったこと等が指摘されている。羅虞臣の出生地である のが必要に応じて折々に作られていく人間関係であったこと、宋代や ら大宗族が編纂した族譜には、あたかもその宗族が宋代や明代から一 きたのは、族譜をもち、 活況を呈してきた。しかし宗族研究を行うさい主として対象になって 九八〇年代における発展段階論の退潮と地域社会論の興隆に伴って 日本における中国の父系親族集団・宗族についての歴史的研究は、 ミクロな分析を行うことは、近年歴史的な・動的な存在として理 またそのような理解もされてきた。しかし近年は、 族譜を編纂し、 珠江下流デルタ地帯に位置し、大宗族の発達してい 共同財産を有する大宗族である。そしてこれ 宗族形成を行おうとした個人の試みについ 宗族というも

ススタディとなり得るだろう。

ではなかったことがうかがえる。 <sup>(1)</sup> がなされており、少なくとも人格者としての印象を与えるような人物 可近」と、本来顕彰を目的とする文集の序文や伝としては異例な叙述 その人物評は「尤剛腸疾悪、面斥人短、以故人多忌之」「豪宕使気、 史では張延齢の事件に関連した劉世龍伝の附伝として僅かに伝が残る。 践儀礼の策定であった。しかし帰郷から僅か四年、三五歳で死去。 述の生活に入ったが、著作の第一に挙がるのが族譜の編纂であり、 され民に落とされた。彼は帰郷し、順徳中山に草堂を結び、読書と著 が、羅虞臣が獄中の張延齢を特別待遇したとの「誣告」により、 部稽勲司主事と昇進。しかし彼が刑部主事在任中、嘉靖帝が粛正を図っ 府順徳県出身。 た張延齢 (一五○七~一五四一)について若干説明を加えておこう。広東省広州 さて、考察をはじめる前に、ほとんど無名の人であろう羅虞臣 (弘治帝の皇后張氏の弟) が投獄中であり、劉東山なる獄囚 嘉靖八年に進士に及第、建昌県推官から刑部主事、 不 実

幼稚園の設立など、華僑資本を導入した盛んな宗族活動が行われていて、また、現在、順徳羅氏には「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、明在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、明在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、明在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、明在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、現在、順徳羅氏には「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、現在大宗族を形成しているのは「北門羅氏」であり、宗祀の移築や、東京が、始祖とする人物は別で、別個の宗族と認識されている。

に所蔵されるが、このなかには、

羅虞臣編纂の族譜への言及が認めら

東京東洋文庫

る。光緒八年編纂の『順徳北門羅氏族譜』二十二巻は、

## 一、羅家の親族結合状況

を固めるため新設された県であった。 ・田年から翌景泰元年にかけて広州府一帯で起こった大反乱である。 黄蕭養の乱である。黄蕭養の乱とは、海賊及び山地民が主となり正統 黄蘆との出身地・広東順徳は、明代に入って大きな動乱を経験した。

伝(羅璣・別号愛泉)、文中に登場する秋田公とはその父である。 の曾祖父と祖父の行動をみてみよう。以下の引用文は羅虞臣の祖父の 族の相互扶助をもって対応しているだろうか。黄蕭養の乱時の羅虞臣 族の相互扶助をもって対応しているだろうか。黄蕭養の乱時の羅虞臣 が記を親相互扶助の必要を挙げている。では、果たして羅家は危機的状況を親 をとして、新開地に起因する紛争などによる

帰復其居里。 又更徙之青塘萜金家、金以侠聞、公父子就舎食、期年賊平、由是也、秋田公独挈公、従圍中夜亡走三山、頃之、民訛言将兵三山、景皇帝初、王師来討蕭養之乱、士避兵蓬蔂、雖父子夫婦、輒棄遺

家で養ってくれた。一年して叛乱が平定されたので、郷里に戻っの荷金家に移動した。金は任侠をもって聞こえた人物で、父子をうどそのころ三山に軍隊がいると噂されていたので、さらに青塘とりその子の手を引き、包囲されたなかから夜三山に逃れた。ちょまい、父子や夫婦であってもみだりに捨て去った。秋田公はひ(景泰初年、明軍が黄蕭養の乱制圧に来た。人々は戦乱を避けてさ

#### た。

たと考えられる。

な述からすれば、この金氏とは母族や妻族でもなく、全くの他人であっ一年身を寄せたのは金という家であった。「侠を以て聞こえた」という族親族と助け合っている様子を見取ることはできない。また避難してとの叙述からは、危機の際、父子の二人で独自に避難しており、家

平であった初代順徳県知県・周氏が在職のまま没し、貧しく棺を帰郷 民だった。しかし黄蕭養の乱を経てもなお経済力はあったらしい。 耳 自身何らかの科挙資格を持っていた人物ではない。「顕韶公故閭巷匹士 地域の実力者に対してでなければなされ得ない配慮であろう。顕韶公 者とかけあってやり、釈放をかちとっている。また、郷豪らは賊が奪っ また、次のような話も伝えられる。明軍による黄蕭養残党の平定のな であるが、順徳県設置はまさしく黄蕭養の乱平定を期におこなわれた。 新県設置を献策したという。この献策が功を奏したのかどうかは不明 養の乱時、遠く端州(肇慶府)まで避難し、乱平定後に帰郷した。そ ボスの一人であっただろうことを十分にうかがわせる。顕韶公は黄蕭 虞臣編纂の家乗には、顕韶公という人物の伝記があり、彼が当地域 (5) われていることから、郷豪は顕韶公にいくらかを分けようとしてきた。 た家産を争って手に入れていたが、顕韶公の妻の実家が賊に財産を奪 かで、郷民が誣告によって殺害されようとしたときに、顕韶公は関係 して、「郷耆十数人」とともに、広東巡撫として着任した掲稽に対して かったので他人にすがらざるをえなかった、というわけではない。羅 なお、乱勃発の時点で、羅氏一族の中に頼れる力のある人物がい 及卒、士夫以下皆涕泣傷焉」とあるように、顕韶公は全然たる庶

とはいえ、真に切迫した危急の時は、相互援助の余裕なく、自分のとはいえ、真に切迫した危急の時は、相互援助の余裕なく、自分のは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点とみたM・フリードマンに対し、パステルナークは真に紛争が一段階済とみたM・フリードマンに対し、パステルナークは真に紛争が一段階済とのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点とのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点とのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点とのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点とのは早計であり、地域が平穏をとりもどしたときの行動こそが焦点といるというには、相互援助の余裕なく、自分のとはいえ、真に切迫した危急の時は、相互援助の余裕なく、自分のとはいえ、真に切迫した危急の時は、相互援助の余裕なく、自分のいは、相互援助の余裕なく、自分のなると考えることもできる。

た「祭田篇」には次のようにある。の結合は図られたのであろうか。羅一族の族産をめぐる歴史が綴られでは、羅一族では、地域の有力ボスであった顕韶公を核とした親族

捐所置、然皆止其禰以逮身、無復上及祖考矣。 農泰後、民去湯火、宗人亦稍完聚、爰有蓋蔵、乃思修復先業、自是時逃兵四散、遠者或竊端州之間、祠譜丁燼、先業亦迷・・・・是時逃兵四散、遠者或竊端州之間、祠譜丁燼、先業亦迷・・・・ 業、明興以来、席世晏平、燕笑相聚、嘻嘻嗃、成名礼譲之族、業、明興以来、席世晏平、燕笑相聚、嘻嘻嗃、成名礼譲之族、

た。明朝成立以来、おだやかな時が続き、楽しく相集い、和気藹々ち元朝末の乱に遭ったが、子孫はなおつつしんで伝来の財産を守っ(わが一族で祭田を設けたのは、義隠公にはじまることである。の

父以上の祭祀におよぶものではなかった。) 父以上の祭祀におよぶものではなかった。) 父以上の祭祀におよぶものではなかった。 大業を修復したいと思って、自ら出資して祭田を置いたが、をさけ四散し、端州近くまで逃げたものすらいる状況だった。景泰の後、危険は去り、族人もまたやや元に戻った。そこで蓄えもし、城邑を攻め、被害たるやむごいものであった。このとき戦乱し、城邑を攻め、被害たるやむごいものであった。このとき戦乱した。 大談とり、 大説の族」という評判を得、地域でも力を持った。正統として「礼譲の族」という評判を得、地域でも力を持った。正統

冒頭のくだりでは宋代より明に至るまで一族で祭田を保持し続け、 量頭のくだりでは宋代より明に至るまで一族で祭田を保持し続け、 量頭のくだりでは宋代より明に至るまで一族で祭田を保持し続け、 量頭のくだりでは宋代より明に至るまで一族で祭田を保持し続け、 としるべきだと思われる。問題は黄蕭養の乱以後の時期である。 とは、祭田の設置・祭祀の実施によって結集できる親族の範囲はわる。自分の死後のためであって、祖以上に及ぶことはなかったというめ、自分の死後のためであって、祖以上に及ぶことはなかったというめ、自分の死後のためであって、祖以上に及ぶことはなかったというな、主など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なり集など到底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なりまなど割底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なりまなど割底不可能である。また墓祭という手段は、位牌祭祀と異なりまない。 「為夫祖先を結集できる。しかし羅氏における墓祭の状況はといえば「為夫祖先を結集できる。しかし羅氏における墓祭の状況はといえば「為夫祖先を結集できる。しかしないたというが、他に裏付けとなる記述は、

以上のことから、顕韶公や子房を中心とするような広範な親族結合

紛争・裁判と関係すると思われる。章を改めて論じたい。 の伝からは、 じめたことになる。それはなぜだろうか。それは羅虞臣が抱えていた 諭してことなきを得たと記されるが、ともあれ親族の結合や相互扶助 は果たされていなかったことは明白である。また、羅虞臣の祖母譚氏 などといううるわしい状況にあったとは考えにくい を狙って誣告をはかったことが綴られる。この件は、結局、祖母が説 すなわち、親族結合を可能にする族譜や共有財産もない状況におい 弱肉強食の争いが起きていたことすら読みとれる。 「叔氏」が一家の中心である祖父の死去という弱みにつけこみ、財産 羅虞臣は族譜を編纂し、自ら出資して祭田をおき、儀礼策定をは 叔法。 ようとした。) さらにみだりに「期叔を殴った」という法を遺児たちに適用させ は突然の苦しみをあわれに思った。この時、遺児は貧しく力がな の黄夫人は簪や耳飾りを売って食費の足しにした。祖母の譚安人 して火の気もなく、空腹の時はひしの実を食べたりした。私の母 けで何もなく、穀物入れは常に空で、日が西に傾いてもがらんと 菱米食、吾母黄夫人則解簪珥、佐粟食。・・・是時諸孤貧弱、 及喪愛泉公時、家徒四壁立、囊粟常罄、 于叔氏、 (愛泉公が亡くなった時には、家にはただ四方に壁が立っているだ 叔父による侵奪をうけた。たまだま家僮が家で失火したのだ 叔父はその家僮に遺児たちが故意に放火したのだと誣告させ、 祖父羅璣の死後においては親族結合どころか、 会家僮居家失火、叔教之誣其孤為故放、 日至昃蕭然無烟、 又輙欲中以殴期 親族内で 餓或為 侵

#### 一、 羅虞臣と裁判

### (一) 紛争の大要とその経過

(深) に対していたといえる。 (深) に関連的に生涯おかれていたといえる。 に羅虜臣という人物は、常に非常に強く「祖先」を意識せざるを得なに羅虜臣という人物は、常に非常に強く「祖先」を意識せざるを得なに羅虜臣という人物は、常に非常に強く「祖先」を意識せざるを得なに羅虜臣という人物は、常に非常に強く「祖先」を意識せざるを得ない環境に生涯おかれていたといえる。

からの提訴ということになる。の背景となった黄蕭養の乱から数えると、最短でも十五年を経過しての背景となった黄蕭養の乱から数えると、最短でも十五年を経過しての背景となった黄蕭養の乱から数えると、最短でも十五年を経過してから提訴までどれほどの時間を経過していたという人物だという。提訴したなど、県官僚との繋がりを持っていたという人物だという。提訴した

この提訴は羅家にとってはうまく運ばなかった。逆に「豪猾」は羅を現すと、羅虞臣は早速墳墓奪還に動き出す。 を現すと、羅虞臣は早速墳墓奪還に動き出す。 を現すと、羅虞臣は早速墳墓奪還に動き出す。

挙人となった羅虜臣はすぐ告訴という手段には出ず、広東の有力官 に状況を訴えた。大官僚の仲介による和解を目指したのかとも思わ は、羅虜臣が民に落とされてからのこと、そして結果は羅家側の敗北 は、羅虜臣が民に落とされてからのこと、そして結果は羅家側の敗北 は、羅虜臣が民に落とされてからのこと、そして結果は羅家側の敗北 だった。

この判決に羅虞臣はもちろん納得しなかったが、この頃「諸悪」が次々と疫病で死に、「数年の間、先塚も亦綏寧に就く」とあるから、お次々と疫病で死に、「数年の間、先塚も亦綏寧に就く」とあるから、おり、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刀し、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刀し、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刀し、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刀し、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に刀し、さらに羅家の個人が田で農作業をしていたところ、馮家の者に方としたが、彼らは逮捕をこばんで応じず、さらにこの件は羅家による誣告だとして越訴することになる。

そしてこの時点では羅虞臣の死期も迫っていた。 『羅司勲文集』中から紛争の経過が追えるのはここまでの段階である。

#### (二) 羅虞臣の請託行為

『羅虞臣集』には、「與袁県治論山墳」(以下書簡 A と略称)「上傳憲長品山墳状」(以下書簡 B と略称)の二通の書簡が掲載されている。書簡記がという内容である。書簡 B は、紛争の経緯を自己の主張を展開しつつ、こと風俗にかかわる重要な案件であるのにもかかわらず、展開しつつ、こと風俗にかかわる重要な案件であるのにもかかわらず、という内容である。書簡 B と略称)の二通の書簡が掲載されている。書簡のつつ、呉蘇園という人物が出した裁判判決が冤であると主張する内容である。

まず「袁県治」であるが、結論的には順徳知県・袁鉞(嘉靖七年~はいかなる人物で、いつ頃書かれたものであるかについて考察したい。さてこの二通であるが、宛先として記された「袁県治」「傅憲長」と

十五年任)である。

書簡A冒頭には「去歳両帰書自京師、求造折(昨年二回手紙を北京からお出しし、裁定をお願いしました」とあることから、この手紙が北京にいた頃に書かれたものであることがわかる。羅虞臣が北京にいたのは科挙の受験時と、中央官僚をつとめていた時期のどちらかである。科挙合格を果たしたのは嘉靖八年、建昌推官として赴任し、刑部主事となって北京へ戻ったのが嘉靖十年。失脚するのが嘉靖十七年。これらの時期に「袁」という名で関係する官僚は順徳知県・袁鉞以外にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。すなわち本書簡が執筆されたのは、嘉靖九年、あるいは嘉靖にない。

九年任)であろう。 次に「傅憲長」であるが、これは広東按察司・傅瀚(嘉靖十七~十

執筆時期は嘉靖十八~十九年となる。 書簡Bの再末尾に「惟虞臣自放逐以来、杜門別業(虞臣は官僚の世 書簡Bの再末尾に「惟虞臣自放逐以来、杜門別業(虞臣は官僚の世 書簡Bの再末尾に「惟虞臣自放逐以来、杜門別業(虞臣は官僚の世 書簡Bの再末尾に「惟虞臣自放逐以来、杜門別業(虞臣は官僚の世 本の書館の執筆は嘉靖十七十九年位。のほかにない。宛先は傳瀚、 正は嘉靖二十年に死去しているので、執筆時期は十八年から二十年の 臣は嘉靖二十年に死去しているので、執筆時期は十八年から二十年の 臣は嘉靖二十年に死去しているので、執筆時期は一八年から二十年の 臣は嘉靖二十年に死去しているので、執筆時期は十八年から二十年の 世は嘉靖十八年以降とみなすことができる。さらに羅虞 ということになる。十八十九年は呉蘇園なる人物の出した判決に反駁し に東按察司・傳瀚(嘉靖十八~十九年となる。

袁鉞も傳輸も判決を直接出す立場の人物である。そのような人物に

あり、かつ中央の吏部ないし刑部の官僚である。た。一方の羅虞臣は若年で進士に合格した当地出身のエリート官僚で受けただろうことは想像に難くない。袁鉞は挙人出身の地方官であっことを要請するのは請託行為にほかならない。特に袁鉞が強い圧力を私事の裁判について一方的に情報を開示し、自己に有利な判決を出す

免された後、呉龍知県の代になってから出され、そしてその判決は、 がえる。しかしながら袁鉞は羅虞臣からの請託を受けなかった。袁鉞 すが、目上の方に諫められたため中止しました。しかし私は譲れない 羅家側の敗訴であった。一時民に落とされているとはいえ、 は調査中として判決を出すのを避けたのであろう。判決は羅虞臣が罷 れでも裁判に勝とうとした羅虞臣のこの件についての強い思いがうか です)」とある。自らの行為が不適切であることを認識しながらも、 狂言をまげてお忘れいただき、記録にとどめないでいただければ幸甚 とあり、結びには「敢忘其狂言之萬、惟不罪録幸甚(私の長々とした に勝利するためには何が必要だったのだろうか 官僚経験者が訴訟に敗れた原因は何にあったのだろうか。そして裁判 という思いを持ち続け、ずっと貴殿に訴え出ようと思っておりました)」 久欲投告於執事(そののちしばしば手紙をさし上げたいと思ったので 書簡A冒頭には「向後屢欲申文、遂復以希値中止、然僕懐不下之抱、 羅虞臣は自らの行為が不適切であることをおそらくは認識していた。 エリート そ

## (三)裁判に勝利するために 一族譜の必要性ー

展開されたものである。しかし書簡Aにはなかった情報が書簡Bには書簡Aと書簡Bは、ともに黄岡は羅家の墳墓地であるという主張が

ているように思われる。の所有を認めさせ裁判に勝利するためには何が必要であったかを示し家の墳墓地だという主張の根拠をめぐってである。そのことは、自己盛り込まれる等の相違があり、そしてその中心をなすのは、黄岡が羅

るという内容が繰り返される。 書簡Aでは、主張の証拠は人々の口供である。聞いてもらえば分か

如、則駁勘之情、不待反復、已得之矣。而問曰山為某名、某所葬某、平日所自約何如、所取信與知於人何某墳某所葬也、皆熟耳而銘心、無異辞矣。・・・執事試市邑人一県大夫與五六十歳未死老者、有試而問之、将莫不曰某山名某也、

り返すまでもなく明らかなのです。)
り返すまでもなく明らかなのです。)

三とあげられているように、羅家の墓所は各地に存在した。羅虞臣自て、大良に四、古楼に十、小湾に十二、桂州に一、石涌に一、番禺に家の墳墓は黄岡だけにあったように読めるが、始遷祖以来の墓所とし家の墳墓は黄岡だけにあったように読めるが、始遷祖以来の墓所とし事簡Aではこのようにいかにも自信ありげではある。しかし実際こ書にあげられているようにいかにも自信ありげではある。しかし実際こ

者の名は全く登場していない。

された祖先の数はそれなりに限られる筈である。にもかかわらず、被葬られる。これほど墓地が散在しているのであれば、黄岡一箇所に葬らられる。これほど墓地が散在しているのであれば、黄岡一箇所に葬らられる。これほど墓地が散在しているのであれば、黄岡一箇所に葬られた祖先の数はそれなりに限られる筈である。にもかかわらず、被葬れた祖先の数はそれなりに限られる筈である。にもかかわらず、被葬れた祖先の本人にいる。黄岡は古楼堡の南西に位置している身も死後は番禺に葬られている。黄岡は古楼堡の南西に位置している

つが墓石である。 しかし書簡Bでは一転して証拠について様々に言及される。その一

よる示談の道を探った時の有力者たちの反応についてはとえば、羅虞臣が奪還運動を開始した当初、告訴ではなく、有力者に書簡Aには墓石の存在について、まったく触れるところはない。た

胡仲器・祝曉渓のお二方はよく私の心のうちをおわかりいただけ苦しみの声をあげて、要路におられる仁人君子に訴えたところ、(・・これは私が心を痛めている理由であって、顔をあげ、悲しみ公仲器・祝公暁渓二先生者、亦能洞僕之心昔矣。

云々の話など全く登場していない。とある。ただ自分の気持ちを理解してくれたと書かれるだけで、墓石

たのです。)

一方、書簡Bでは次のように書かれている。

獲其毀蔵之碑碣。津・祝公暁渓三先生者、皆為虞臣握腕、竟窮其姦、而暁渓又復追津・祝公暁渓三先生者、皆為虞臣握腕、竟窮其姦、而暁渓又復追・・・所以蹙首痛心、哀鳴疾呼、上訴当道、如王公檗谷・胡公南

(・・・私が心を痛め、苦しみに叫んでいる理由について、要路に

社会文化論集 第七号 二〇一一年三月

ンとら 生はさらに壊されたり隠されたりした墓誌を回収してくださいま みな虞臣のために腕を握り、この悪事について調査し、祝暁渓先 おられる方々に訴えました。王檗谷・胡南津・祝暁渓のお三方は、

成づけが図られていることを読み取ることができよう。成づけが図られていることを読み取ることができよう。ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公檗谷、胡公南津、ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公檗谷、胡公南津、ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公檗谷、胡公南津、ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公檗谷、胡公南津、ここでは助力してくれた有力者の名前として、王公檗谷、胡公南津、

ようにはじまる。 扱いは問題になっていた。書簡Bでの、呉知県判決への反論は以下の扱判のなかで、墓石は墳墓である証拠となるものとして、その取り

跡耳已、乃謂蔵與毁不同、何耶。 槌鑿毁者、招称馮仲自行堀地三尺見碑、夫蔵之三尺、亦将来以滅石稍薄則易毁碎、獨祖母周之誌、其石堅厚、幾隃一尺、非可以能毁則俱毁。僕時亦有僣啓、曰、夫蔵與毁一也、其志皆欲以滅跡也、此時家人来告以蘇園之駁。曰、遷蔵石碑、事同一時、蔵則俱蔵、比時家人来告以蘇園之駁。曰、遷蔵石碑、事同一時、蔵則俱蔵、

石碑が隠匿されていたことについてであり、同じ時になされたこ(最近、家の者から蘇園による却下理由を知らされました。それは

とでした。私はそのときひそかに書簡をおくり、隠すのと壊すのとでした。私はそのときひそかに書簡をおくり、隠すのと壊すのとでした。私はそのときひそかに書簡をおくり、隠すのと壊すのとです。隠すのと壊すのとは違うといわれるのは、何故なのでしょとです。隠すのと壊すのとは違うといわれるのは、何故なのでしょうか。)

れたのであろう。 れたのであろう。 なれる。証拠偽造などの疑いがかからぬよう、祝暁渓の名も持ち出さめられ隠されていたと称する墓石が証拠として提示されたことが推測墓所である証拠として、壊された墓石の一部と称する墓石欠片と、埋差のがあるのが不自然だと指摘している。ここからは、羅家側は、以上のように、呉知県判決では、墓石のうち隠されたものと壊されれたのであろう。

ることが考えられるが、発見した墓碑が何姓のものであれ、他人の墓留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留めていたのはただ一つ、周氏なる女性の墓石であった。羅側はこの留かていたのには海神として用いられた。なおこれらの根拠となる碑を自ら地を三尺も堀って発見した墓碑が何姓のものであれ、他人の墓をれらの「証拠」のうち、埋められていたものだとして完全な形を

あった可能性も考えられよう。行ったのかは不詳であるが、馮側も一枚岩ではなく羅側につくものがて有利なことはないはずである。馮仲がどのような意図で墓碑発掘を所を平治し耕作すれば杖百の罪であるから、墓碑の発見は馮側にとっ

また、書簡Bでは、書簡Aには言及されなかった黄岡の地に葬られた羅家の祖先の名も登場している。さきの周氏が元人であったのに対し、この人物は宋人であり、簡略にその事跡にも触れられている。日葬於黄岡有祖、曰鋳夫者、宋理宗時人也、挙景定中省元、後以の理宗の時代の人です。景定期の郷試で一位となったひとです。の理宗の時代の人です。景定期の郷試で一位となったひとです。後に元氏の乱でついに仕えずになくなりました。門人たちは宋の後に元氏の乱でついに仕えずになくなりました。門人たちは宋の後に元氏の乱でついに仕えずになくなりました。門人たちは宋の後に元氏の乱でついに仕えずになくなります。)

にある。

ある。そのためには、族譜の編纂が必要不可欠である。をのためには、族譜の編纂が必要不可欠である。ただし、被葬者名だけではまだ根拠薄弱である。次に必要なのは、これらの被葬者が確かに祖先であり、自分はその子孫にあたるという明確な「記憶」で確かに祖先であり、自分はその子孫にあたるという明確な「記憶」で「宋元代以来の墓所」という主張を具体的に行うためには、宋元時代

いう論拠が些か薄弱であるのは既に見たとおりであるが、執筆の時点期であり、族譜編纂には未着手の時期である。書簡Aは墓所であるとかれたのは官僚在任中の嘉靖九年か、嘉靖十一年から十五年の間の時の策定を行い、帰郷から二年で完成させている。ところが書簡Aが書の策度臣は中央政界で失脚して故郷に戻ると、まず族譜の編纂と儀礼

羅虞臣が帰郷後、族譜の編纂を第一に行った理由は、おそらくはこことに同時期に書かれたのであった。書簡Aと比較して、書簡Bはまさに同時期に書かれたのであった。書簡Aと比較して、書簡Bはおさに同時期に書かれたのであった。書簡Aと比較して、書簡Bはおける論拠の具体性は、おそらくは族譜編纂に裏打ちされたものである。祖先の系譜を文書化した族譜の作成によって、羅家側はより具体性を帯びた主張ができることになった。積年の紛争の決着をめざしていたでは族譜の編纂を行っていなかったために根拠を具体的に書くことがでは族譜の編纂を行っていなかったために根拠を具体的に書くことがでは族譜の編纂を第一に行った理由は、おそらくはここ

## (四)敗訴の原因と訴訟の背景

われる。書簡Bには次のような一文がある。なるものがあり、その内容が羅側にきわめて不利であったからだと思採用されなかったことは既に見たが、それは墓石よりも有力な証拠と展家側が敗訴した原因とは何か。羅側が示した墓石等が証拠として

た墓碑が至元中の重修であることをなぜ見て戴けないのでしょうた墓碑が至元中の重修であることをなぜ見て戴けないのでしょうと碑、至元中重修乎。彼其供称在案、亦既明白。と碑、至元中重修乎。彼其供称在案、亦既明白。の地は宋元時代以来所有してきた地です。よって得られた隠されの地は宋元時代以来所有してきた地です。よって得られた隠されの地は宋元時代以来所有してきた地です。よって得られた隠されの地は宋元時代以来所有してきた地です。追って得られた隠されの地は宋元時代以来所有してきた地です。追って得られた隠されていたと、一般のでしょうとない。

か。供述は一件ファイルにのっていて、明白なことなのです。)

ら墳地購入の説は冤だという一言があるのみで、有効な反撃はできて のであろう。 もこの土地売買契約書に墓石より高い証拠価値を認めたということな 家の墳地をみなすことはできないと主張したのであろう。そして知県 してこの売地券を示し、墓地を購入しているからには、ここ一帯を羅 手側が売地券を保管していて不思議はない。裁判では馮家側は証拠と 作成する。 拠を提示していたことを推察させる。土地を売買する際には売地券を 置くとしても、「羅毅を埋葬した際、その墓地は盧羽という人物から購 先を埋葬できたということ自体にまず矛盾がある。その点はひとまず 化年間であってこのとき敗訴したのであるから、正徳年間に易々と祖 地に埋葬されたことを認めている。黄岡の地に目が行き届かなくなっ 入した」と認定されたという件が、馮家側が羅家側の墓石を上回る根 たのが景泰年間、 いない。 これを見ると、 正徳年間のことであればそう遠い昔のことではなく、 羅虞臣はそれに対し、宋元時代以来の墓地なのであるか 羅虞臣も、正徳年間に羅毅という名の祖先が黄岡の 祖父が墳地を奪われたとして訴訟を起こしたのが成 売り

入目当てだと考えたのであろう。書簡Bには次のようにある。とが普通で、この余地は耕作することもできた。知県は余地からの収祖先を埋葬し土盛りした墳丘の周囲には保護のための余地を設けるこさらに、呉知県は羅側の主張を利を貪るものだと考えた様子である。

利、如今日士夫之争沙坦耶。田園租税、歳入不可一二両、萬不足以供祭掃之用、豈謂僕貪其厚

全く足りないものです。私が厚利を貪っているのであって、今日(田園から得られる歳入は一~二両ばかりで、祖先祭祀の費用にも

ればならないのでしょうか。)の士夫が沙坦を争っているのに似ているなどと、なぜいわれなけ

なる土地争いだとみなしたのである。 が頻発していた。知県は羅虞臣の告訴をこれら砂洲の争いと同様の単体積し、砂州が形成された。この肥沃な未主地の所有をめぐって裁判順徳県は珠江デルタ下流に位置し、上流から流されてきた土砂が年々

後に自家の佃戸が馮一族から暴力をうけたさいには一方、羅虞臣は歳入など僅かなもので金目当てではないとし、また

·設或小佃数多、豈能束手足、而聴其綁獲耶。

げられるなどということはできなかったでしょう)(・・・もし佃戸たちの数が多かったら、手足をつかまれ、縛り上

できていたという事実である。ら逆に窺えるのは、墓地周辺からの田から収入を上げることが確かにえられ縛り上げられたのだと主張する。しかしながらこれらの反論かといい、僅かな土地で佃戸が少なかったからこそ、自家の佃戸が捉

振り返って紛争の経緯を考えてみよう。百歩譲ってこの黄岡の地が振り返って紛争の経緯を考えてみよう。百歩譲ってこの黄岡の地があることもなかった筈である。
しても、羅家はこの墓地には殆ど行くことはなかったと思われる。黄神作するか、あるいは佃戸契約を結んで耕作させる、などの行為が行かし、もし墳墓の周囲の余地について、自らで、あるいは族人の手でかし、もし墳墓の周囲の余地について、自らで、あるいは族人の手でかし、もし墳墓の周囲の余地について、自らで、あるいは族人の手でかれていれば、これ程までに墓祭を怠ることも、提訴まで時間を要すわれていれば、これ程までに墓祭を怠ることも、提訴まで時間を要すわれていれば、これ程までに墓祭を怠ることも、提訴まで時間を要すわれていれば、これ程までに墓祭を怠ることも、提訴まで時間を要することもなかった筈である。

いたことを反映しているとも考えられよう。といたことを反映しているとも考えられよう。となり提訴が起こる時期まで、この地はもし墓地だったのであれば単なる山間の別様来は放置されてきた山間のわずかな狭地すらも開発が進んだ結果、が起こった成化年間には、漢族の広東への移住と開発が進んだ結果、が起こった成化年間には、漢族の広東への移住と開発が進んだ結果、が起こった成化年間には、漢族の広東への移住と開発が進んだ結果、が起こった成化年間には、漢族の広東への移住と開発が進んだ結果、が起ことを反映しているとも考えられよう。

て、山地の既所有を主張する根拠にもなりうる文書なのである。 には、最低限の墓祭は欠かさぬようにして監視を怠らないようにする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったである以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったであり、墳丘余地部分地に招佃する一方で、子孫の間で祖先の世系の記憶を共有して、最低限の墓祭は欠かさぬようにして監視を怠らないとすれば、方にする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあったする以外の術はなかろう。族譜とは、山地の開発が進む時代にあった、山地の既所有を主張する根拠にもなりうる文書なのである。

#### おわりに

かれてきたが、近年の研究は、宗族がすぐれて歴史的な産物であるこかつて、宗族は宋代や明代から一貫して成長発展してきたように描

摘する。 設置など宗族としての体裁を整えたのは一七世紀末葉以降であると指設置など宗族としての体裁を整えたのは一七世紀末葉以降であると指や明代の始祖からはじまると主張する宗族の多くは、族譜編纂や祀堂とを明らかにしてきた。広東地域に即していえば、ファウラは、宋代とを明らかにしてきた。広東地域に即していえば、ファウラは、宋代

族譜族産を持っていたとしてもその内実の親族統合のレベルは様々で 様々なレベルが存在することが知られているが、羅虞臣のケースは、 から、族譜をもつだけのもの、そして全くそれらを持たないものまで 動という性格が強い。従来、族譜族産の具備は、団体としての宗族結 様子をうかがうことはできず、族譜編纂等の行動は羅虞臣の個人的行 編纂し、また自らの出資により共有財産(祭田)も設置しているが、 する。現在の順徳南門羅氏は宋代珠璣巷から移住してきた南雄君を始 ありうることを示している。 スはこれには相当しない。中国では、多大な共有財産を有する大宗族 合がなされていることの指標と考えられてきた。しかし羅虞臣のケー しかしその書簡や族譜記事からは一族が結束し行動をともにしている く共有財産もなかった。しかしさらに注目すべきは、羅虞臣は族譜を 祖とすると主張するが、十六世紀前半の羅虞臣に到るまで、 今回検討した羅虞臣のケースもまずはこれら近年の研究成果に一 族譜はな 致

表明されるのは、祖先の山墳を奪われたことに対する憤りと痛恨の念一族の次世代育成への関心はうかがうことができない。その一方、屡々は自らの返り咲きを目指していた。年も若く、自身もまだ子がなく、スはこれには相当しない。羅虞臣自身科挙官僚であったが失脚、まず者の確保を目指しておこなわれたのだとする見解がある。羅虞臣のケー者の確保を目指しておこなわれたのだとする見解がある。羅虞臣のケー者の確保を目指しておこなわれたのだとする見解がある。羅虞臣のケー者の確保を開始している。

るが、羅虞臣は上田氏の見解に比較的近いケースといえよう。(※)や紛争などの社会問題に直面とした人々の戦略的対応であったと論じである。上田信氏は浙江山間部を対象として、明末の宗族結合は水利

は備えられたし、そして宗族はその必要があったときには結合されたであることに起因していよう。族譜や祭田はその必要があったときに中国社会が個々人の作る二者間関係の集積からなるネットワーク社会中国において、宗族の統合レベルは多様であった。この多様性は、

のである。

- 一〇一卷、『明文海』巻一一四、『五礼通考』巻一四五。(1)『稗編』巻二九、『古今図書集成』明倫彙篇家範典宗族部総論 第
- 号、一九九二年参照(2)明代経学の特色については井上進「樸学の背景」『東方学報』六四
- 中国の宗族組織』弘文堂、一九九一年。
  (田村克己氏・瀬川昌久氏訳)『中国の宗族と社会』弘文堂、(田村克己氏・瀬川昌久氏訳)『中国の宗族と社会』弘文堂、マンの著作においても、このような理解がみられる。フリードマン(3) 日本の近年における中国宗族研究に大きな影響をもったフリード
- (4)上田信氏「地域と宗族―浙江省山間部」『東京大学出版会、一九啓と江南社会―十七世紀中国の秩序問題』東京大学出版会、一九二四号、一九八四年、山田賢氏『移住民の秩序―清代四川地域社二四号、一九八四年、山田賢氏『移住民の秩序―清代四川地域社
- (17) Rubie Watson"Inequality among Brothers:Class and Kinship in South

China" Cambridge University Press. 1985

- (Φ) Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson, "Introduction", Kinship organization in late imperial China, 1000–1940, University of California Press, 1986
- 府の研究』研文出版、一九九九年、所収)参照。張氏兄弟」『東洋史研究』四九巻三号、一九九○年、(後『明代王(7)嘉靖帝の張延齢粛正については、佐藤文俊氏「明代中期の外戚・
- 立通方之訓、破一隅之説、作宗儀篇、・・・・」。作豫象家乗、又以礼有経変、則考衷古今、参伍詮析、必要聖軌、に記す。『羅司勲外集』後跋「兄帰二年、採摭旧聞、整齊其世伝、8)羅虞臣の遺稿集編纂にあたった羅虞臣の弟・羅虞献は以下のよう
- (9) 『明史』巻二八七
- 生・成立史の謎をめぐって:言説と史実のはざまから『大阪大学原住民考』お茶の水書房、一九八五年。片山剛氏「"広東人』誕版社、一九九三年、三〇七頁―三三二頁。明清期の珠璣巷伝説に、「従珠璣巷史事聯想到的問題」『広東歴史問題論文集』稻禾出氏「従珠璣巷史事聯想到的問題」『広東歴史問題論文集』稲禾出

- 『大阪大学大学院文学研究科紀要』四六号、二〇〇六年。ける明代珠江デルタ史の位置-〝漢族〟の登場とその歴史的刻印』大学院文学研究科紀要』四四号、二〇〇四年、同氏「中国史にお
- 『北陸史学』三二号、一九八三年、同氏「『順徳北門羅氏族譜』考(12)本族譜の研究として西川喜久子氏「『順徳北門羅氏族譜』考-上」

―下」『北陸史学』三三号、一九八四年がある。

- (3) 黄蕭養の乱については山根幸夫氏「広東黄蕭養の乱」『東方学会創は珠江デルタ史の位置― "漢族』の登場とその歴史的刻印」『大阪大珠江デルタ低地において広府人(いわゆる広東人)が具体的に珠江デルタ低地において広府人(いわゆる広東人)が具体的にり、黄蕭養の乱については山根幸夫氏「広東黄蕭養の乱」『東方学会創学大学院文学研究科紀要』四六号、二〇〇六年。
- (4)フリードマン『東南中国の宗族組織』弘文堂、一九九一年
- (15) 『羅司勲文集』巻六、顕韶公伝、子子房
- 想社、二〇〇四年(16)瀬川昌久氏『中国社会の人類学―親族・家族からの展望』世界思
- (17) 『羅司勳文集』巻八上、祭田篇
- (18) 『羅司勳文集』巻八上、譜葬篇
- 一九九六年 氏『主張する愚民たち-伝統中国の紛争と解決法』角川書店、(19) 未亡人が親族からの簒奪を受けやすいことについては、大澤正昭
- 傅憲長論山墳状」。(⑵)『羅司勲外集』巻一「與袁県治論山墳」、『羅司勲文集』巻二「上
- (21)『羅司勲外集』巻一與袁県治論山墳「僕聞之、事有似緩而実急!

- 『羅司勲文集』巻八上、家乗纂餘、譜葬篇第六。

22

- (23) 『羅司勲外集』附録、李三洲誌原子遺衣塚記
- (24)「胡公仲器」。胡璉、字重器、号南津、嘉靖五年に広東布政使左参
- 東布政使左参政の職にあった。(25)「祝公晓溪」。祝品、字公叙、号暁溪、浙江龍游人。嘉靖九年に広
- 使の職にあった。(26)「王公檗谷」。王大用、号檗谷、江南宜興人、嘉靖七年広東右布政
- (27) 「胡公南津」。注(4) 参照
- (28)『明律』賊盗篇・発塚「若平治他人墳墓為田園、杖一百」。
- (29) 注 (8) 参照
- (3) 西川喜久子氏「清代珠江下流域の沙田について」『東洋学報』六三
- 一 (一·二)、一九八一年
- 地売却禁令」『九州大学東洋史論集』三二、二○○四年(31)中島楽章氏「墓地を売ってはいけないか?-唐~清代における墓
- 想社、二〇〇四年 想社、二〇〇四年
- (\(\pexatter{\pi}\)) David Faure ,The Structure of Chinese Rural Society:Lineage and Village in the Eastern New Territories, Hong Kong, Oxford University Press, 1986

- (축) Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson, "Introduction", Kinship organization in late imperial China, 1000–1940, University of California Press, 1986
- 研文出版、二〇〇〇年 研文出版、二〇〇〇年
- 四号、一九八四年(36) 上田信氏「地域と宗族―浙江省山間部」『東洋文化研究所紀要』二